

## 別紙1

### 1 公表の考え方

感染症の発生時において、当該感染症の情報を速やかに広く県民に周知し、注意喚起することにより、感染症のまん延を防止することを目的に、感染症法に基づき報道機関等を通じ適切に情報を提供する。

### 2 対象施設等（県所管の施設に限る。）

#### (1) 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く。）

短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労選択支援事業所、

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、就労定着支援事業所、

自立生活援助事業所

#### (2) 障害者支援施設

#### (3) 福祉ホーム

#### (4) 身体障害者社会参加支援施設

#### (5) 障害児入所施設

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

#### (6) 児童発達支援センター

#### (7) 障害児通所支援事業所

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

#### (8) 県立施設

ひまわりの丘第一学園、みどり荘、はなの木苑、幸報苑、陽光園、三光園、

サニーヒルズみづなみ、希望が丘こども医療福祉センター

### 3 公表基準（感染症の分類が四類又は五類の場合）

・調査の結果、感染予防上その内容を公表することが必要と認めた場合。

・異常な発生状況を把握し、県民に予防対策等の周知が必要と認めた場合。

### 4 公表内容（感染症の分類が四類又は五類の場合）

#### ○集団発生の場合（※）

##### 1 患者発生状況

###### (1) 発生・死亡年月日

###### (2) 患者数

###### (3) 集団の概要（患者の年代、性別等）

###### (4) 所在市町村名、種別（短期入所事業所、福祉型障害児入所施設等）

・まん延防止のために特別な事情があり、公表することが適当と認められる場合には発生施設の名称を公表する

###### (5) 患者の症状、入院の有無

###### (6) 推定される感染源

###### (7) 患者等に講じた措置

##### 2 当該感染症に係る疾病情報及び予防方法等

##### 3 過去の患者発生状況

##### 4 その他公表が必要と認められる事項

○集団発生以外の場合（※）

1 患者発生状況

- (1) 発生・死亡年月日
- (2) 患者の年代（1歳未満、10歳未満、10歳代等、90歳代以上）
- (3) 患者の性別
- (4) 患者の住所(市町村名)
- (5)～(7)は同上記

2～4は同上記